

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表 1 (第 5 次提案に基づく追加部分) の原案に関する  
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表 1 の番号	9 3 0
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	障害者の入所施設について、現行では定員 3 0 人以上とされているところ、一定の要件を満たした場合には、小規模なサテライト型施設の設置を認める。
意見提出者名	岡山県
意見の要点	サテライト型施設の設置件数について、一の施設本体に対し複数の設置を認めること(ただし入所者の地域生活への移行のため、家族や地域住民との交流が確保される地域に設置するという要件は残すこと)。
意見に対する回答	サテライト型施設の基準では、一の施設本体が設置することのできるサテライト型施設の数について、規制は設けていないところ(但し、サテライト型施設の入所定員が、施設本体の入所者数を下回るものであることが必要です。)であり、一の施設本体について、複数のサテライト型施設の設置が可能です。

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表 1 (第 5 次提案に基づく追加部分) の原案に関する  
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表 1 の番号	9 3 0
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	障害者の入所施設について、現行では定員 30 人以上とされているところ、一定の要件を満たした場合には、小規模なサテライト型施設の設置を認める。
意見提出者名	神奈川県
意見の要点	入所施設と地域生活援助事業(グループホーム)を併せて運営している事業者が、より収入の多いサテライト型施設を選択するようになり、結果として障害者の地域移行の促進に逆行することにもなりかねないため、既存事業であるグループホーム、知的障害者福祉ホーム及び身体障害者福祉ホームとの間で、対象者を区分(サテライト型は重度者、グループホーム等は就労可能な者)するなど、条件を明確にすること。
意見に対する回答	<p>当該特例措置は、入所施設利用者の地域生活への移行を進める観点から、既に入所施設において支援を受けている障害者について、より小規模のサテライト型施設において支援するものであり、一定期間経過後に、グループホーム等、地域生活へ移行できるようにすることを目的としています。</p> <p>サテライト型施設の入所定員は、施設本体の入所者数を下回るものとする必要であり、サテライト型施設が必要以上に設置されることはありません。</p> <p>なお、サテライト型施設の対象者については、ご意見のように障害程度等によって区分することは、考えておりません。</p>
担当省庁名	厚生労働省